

実質化された菊川貴飯地区人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	菊川貴飯地区(印内集落の一部、後浴集落、藤内畑集落、大藤集落)	令和4年2月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	56.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	48.4 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	12.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.5 ha
(備考)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の借り手の保護策が必要 ・ 獣害の被害防止対策が必要 ・ まとまった形で農地を貸せる状態にして、入作や新規就農者を確保する必要がある。 ・ 地域の水田を維持していくためには集落営農法人の設立が必要 ・ 小規模な条件の悪いほ場が多いため、圃場整備の実施による、生産効率の向上が必要 ・ 水稲だけでなく、園芸作物の導入を図る必要がある 	

- 注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積は、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積より、1.8ha多く、地域内外から新たな受け手の確保が必要である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地区の農地利用は、中心的経営体である認定農業者2経営体及び集落代表者6経営体が可能な範囲で担い、また、農地の集約まで図れない場合は、作業委託や機械の共同利用を行い、集落内で農地の維持管理に努める。入作を希望する農業者については、積極的に受け入れる。

- 注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	経営者・ 代表者 の年齢	後継者 の有・ 無	現状		今後の農地の引受けの意向		
				経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	8経営体				16.7 ha		21.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>農地の貸付け等の意向 貸付の意向が確認された農地は、6筆、6205㎡となっている。他に離農・縮小意向はあり。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 必要に応じて活用する。</p>
<p>基盤整備への取組方針 ほ場整備は実施しているが、保水・排水機能が悪いほ場が多いため、生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の耕作条件改善などの基盤整備に取り組む。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針 米、飼料作物等の土地利用型作物以外に、収益性の高い花き栽培などの園芸作物の生産に取り組む。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 地域ぐるみでの鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p>災害対策への取組方針 近年特に頻発する水害により発生する、水路・農道の補修について、多面的直接支払交付金などを活用する。耕作放棄になりそうな農地のうち、中山間直接支払いの協定農用地については、共同取組活動で維持管理に取り組む。</p>